

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)第31条の規定による柏市個人情報保護条例改正の概要

平成27年4月15日 行政課作成					
区分	1 個人情報(2及び3を除く)	2 特定個人情報(3を除く)	3 情報提供等記録	備考	資料番号
個人情報の収集等の制限(5条関係)	・適法かつ適正な方法 ・本人収集の原則(例外を広く認めている) ・思想、信条等個人情報の原則収集禁止	・適法かつ適正な方法 (5条2項及び3項適用除外)		・特定個人情報(情報提供等記録)については、番号法20条により収集等の制限が規定されているため、条例独自の規定を適用除外とし、「適法かつ適正な方法」によることとする	
安全確保の措置(8条関係)	・廃棄、消去の例外規定あり(歴史的資料等)	・例外規定なし (8条2項ただし書適用除外)		・特定個人情報(情報提供等記録)については、番号法の趣旨を踏まえ(管理の適正の確保)、利用目的の達成等、保有する必要がないと認めるときは、例外なく廃棄又は消去する	
利用の制限(11条関係)	・法令等の規定に基づく場合を除き、目的外利用を原則禁止(例外を広く認めている)	・目的外利用の例外を限定 →人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合で、本人の同意があり、又は同意を得ることが困難なとき (11条1項及び2項・1号読み替え並びに同条2項2号～4号並びに同条3項及び4項適用除外)	・目的外利用を禁止 (11条1項読み替え及び同条2項～6項適用除外)	・特定個人情報については、通常の個人情報よりもさらに厳格に例外事由を限定する。 ・情報提供等記録については、利用目的以外の利用が想定されないため、目的外利用を禁止する	1ー(1) 2ー(1)
提供の制限(11条関係)	・法令等の規定に基づく場合を除き、目的外利用を原則禁止(例外を広く認めている)	・番号法19条各号に該当する場合を除き提供禁止 (改正条例55条の2第2項及び55条の3第2項)		・特定個人情報(情報提供等記録)については、番号法において情報提供できる場合が限定されているため、条例上も同様に限定する	1ー(2) 2ー(2)
オンライン結合による提供の制限(12条関係)	・法令等に基づく場合又は公益上必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害しない場合であらかじめ審議会の意見を聴いたときを除き禁止	・番号法19条各号に該当する場合を除き提供禁止 (12条適用除外／改正条例55条の2第2項及び55条の3第2項)		・特定個人情報(情報提供等記録)については、番号法において情報提供できる場合が限定されているため、条例上も同法と同様に限定する	1ー(2) 2ー(2)
提供を受ける者への措置要求(13条関係)	・個人情報の適切な管理に必要な措置を求める	・措置要求を行わない (13条適用除外)		・特定個人情報は、番号法19条各号により明確に提供できる場合が制限されるため、措置要求について適用除外する	
開示・訂正・利用停止の請求等(16条、17条、18条、27条、28条、32条、33条、40条及び41条関係)	・本人又は未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人	・本人、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人 (関係条項読み替え)	・本人、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人 (関係条項読み替え) ※利用停止関係(40条及び41条)を除く	・特定個人情報(情報提供等記録)については、その性格から、本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられることから、任意代理人に対しても請求等を認める	1ー(3) 2ー(3)
開示・訂正時の事案の移送(25条及び38条)	・開示又は訂正の決定等について、正当な理由があるときは、他の実施機関に事案を移送することができる	・開示又は訂正の決定等について、事案の移送は認めない (25条及び38条適用除外)	・開示又は訂正の決定等について、事案の移送は認めない (25条及び38条適用除外)	・情報提供等記録については、他機関での開示等を決定する場合が想定されないため、移送に関する手続を適用除外とする	2ー(6)
法令等による開示実施との調整(30条関係)	・法令等と同一の方法による開示は行わない	・法令等と同一の方法による開示も行う (30条適用除外)		・法令等に同一の方法の開示が定められている場合でも、マイポータルによる情報開示を可能とするため	1ー(5) 2ー(5)
訂正に係る提供先への通知(39条関係)	・当該保有個人情報の提供先に通知		・総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に通知 (39条読み替え)	・情報提供等記録は、情報の照会者又は提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣において記録・保管されることから、訂正した際にもこれらに通知することとする	2ー(7)
利用停止請求権(40条関係)ほか(4章3節(40条～45条)関係)	・5条違反の収集又は11条1項及び2項違反の利用の場合 →利用の停止又は消去 ・11条1項～3項又は12条1項違反の提供 →提供の停止	・5条1項違反の収集、読み替え後の11条1項及び2項違反の利用、番号法20条違反の収集・保管又は番号法28条違反のデータベース作成 →利用の停止又は消去 (40条1項1号読み替え) ・番号法19条違反の提供 →提供の停止	利用訂正請求等は認めない (4章3節適用除外)	・番号法では、特定個人情報について、番号法違反行為のうち特に不適切なものが行われた場合にも利用停止請求を認めているため、条例上も同様の措置を講じる ・情報提供等記録については、システム上、自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求を認めない	1ー(4) 2ー(4)

◎用語説明 「個人情報」 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

「特定個人情報」 個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に変わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のもの

「情報提供等記録」 実施機関が保有し、又は保有しようとする番号法23条1項及び2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

